東京都知事殿

**確認書**

構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第６条第１項の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、以下の事項に相違ないことを確認いたしました。

（該当する□にチェックを入れること。）

□　本事業の要綱が定める交付申請等に係る要件を理解している。

□　この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ない。

□　補助対象者は、以下の要綱第３条第２項各号に該当する者でない。

一　暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

二　暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三　法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

四　税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

□　交付決定通知書の発行日以前に評価申請した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。

□　補助対象経費について、本補助金以外に都、国又は区市町村から交付される補助金等（原資に都費を

　　含むものに限る。）を受けない。

□　国産木材を活用していることについて、補助対象認定を適用する建築物内で使用者等の目に触れる

ことができる場所にプレート等を設置してＰＲするとともに、しゅん工後に印刷物やホームページ

等により広く公表することを了承している。

□　都の求めに応じて、補助対象認定を適用する建築物の工事中やしゅん工後に建築物の見学会を実施するなど、構造木質化について可能な限り普及啓発を行うことを了承している。

□　都の求めに応じて、構造木質化の普及に資する設計等に関する技術資料を、財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのない範囲で提供することを了承している。（※）

□　都の求めに応じて、建設工事費、維持管理計画書、修繕費、維持管理費等に関する資料を提供することを了承している。（※）

□　都が行う事例収集及び広報活動に協力するとともに、都がウェブサイトや出版物に自由に使うことができるクレジット記載不要の建築写真（外観、内観）を５枚以上提供することを了承している。

□　補助対象認定を適用する建築物が竣工した場合は、速やかに知事に報告することを了承してい

る。

□　認定取得手続き（評価申請から認定取得までの手続き）又は補助対象認定を適用する建築計画の進

行状況に関する報告及び調査に協力することを了承している。

※構造木質化を検討する事業者等の参考情報とするため、都が都公式ウェブサイト等で公表する予定

年　　月　　日

申請者

氏　名（法人等である場合は法人等名及び代表者氏名）